

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

ねんきん特別便が届いたため、記録を確認したところ、未納期間があることが分かった。

夫は昭和 58 年から今の会社に勤務しているが、当初は季節雇用で収入に余裕が無かったため、国民年金保険料は申請免除の手続をしていた。

その後、通年雇用となり、平成 4 年 4 月に会社が社会保険の適用となるまでは、夫が毎年夫婦二人分の申請免除の手続を市役所で行っていた。

申立期間当時、収入の変化や住所変更などの生活状況に大きな変化は無く、申立期間が免除となっていないのはおかしい。

特に申立期間①は、夫が免除となっているのに、一緒に手続をしている私の期間が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行っていたと供述しており、申立期間①については、申立人の夫の記録は申請免除となっている。

また、申立人の国民年金記録は、昭和 58 年 4 月から平成 3 年 12 月までの期間においては、申立期間を除いて夫婦共に申請免除となっており、「収入に余裕が無かったため、毎年申請免除の手続を行っていた。申立期間当時、生活状況に大きな変化は無かった。」とする申立人の主張に不合理な点は見当たらないことから、申立人の夫が申立期間の申請免除の手続を行わなかったとは考え難く、申立期間の保険料が未納とされているのは

不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで
ねんきん特別便が届いたため、記録を確認したところ、未納期間があることが分かった。

私は、昭和58年から今の会社に勤務しているが、当初は季節雇用で収入に余裕が無かったため、国民年金保険料は申請免除の手続をしていた。

その後、通年雇用となり、平成4年4月に会社が社会保険の適用となるまでは、私が毎年夫婦二人分の申請免除の手続を市役所で行っていた。

申立期間当時、収入の変化や住所変更などの生活状況に大きな変化は無く、申立期間のみが免除となっていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金記録には申立期間のほかに未納期間は無い。

また、申立人の国民年金記録は、昭和58年4月から平成3年12月までの期間においては、申立期間を除いて申請免除となっており、「収入に余裕が無かったため、毎年申請免除の手続を行っていた。申立期間当時、生活状況に大きな変化は無かった。」とする申立人の主張に不合理な点は見当たらないことから、申立人が申立期間のみ申請免除の手続を行わなかったとは考え難く、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①についてA県B区のC駅の近隣にあったD社、申立期間②について同E区のF社に勤務しており、いずれもG業務を行う事業所であった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が主張するC駅近隣に所在した、D社と同じG業務を行う事業所の元役員の供述から判断すると、申立人が勤務していたとするD社は存在していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したものの、申立てのあったD社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない上、申立人が主張する同社の住所を管轄する法務局の商業登記簿においても該当する事業所について確認できない。

また、前述の元役員の供述から、D社の事業主であったとされる者に照会したものの、回答が得られない上、申立人が名前を挙げた同僚は、所在が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間②については、申立人が勤務していたとするF社は、適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したものの、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない上、申立人が主張する同社の住所を管轄する法務局の商業登記簿においても該当する事業所は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。